

原著論文

マタニティハラスメント被害の状況と妊婦の心身の自覚症状の変化

廣瀬文乃¹⁾・中島久美子¹⁾・早川有子¹⁾

Details of Maternity Harassment Damage and Changes in the Subjective Symptoms of Pregnant Women Due to Maternity Harassment Damage

Ayano HIROSE¹⁾・Kumiko NAKAJIMA¹⁾・Yuko HAYAKAWA¹⁾

要 旨

【目的】 本研究の目的は、妊娠中の就労女性が受けたマタニティハラスメント（以下、マタハラ）被害の状況と、マタハラ被害に伴う妊婦の心身の自覚症状の変化を明らかにすることである。

【方法】 妊娠中に就労しており、産後1か月健診に来院した女性172名を対象に無記名自記式質問紙調査を実施し、統計学的に分析した。

【結果】 妊娠中にマタハラ被害を受けた者は30名（17.4%）であった。マタハラ被害の状況は、居心地の悪い職場環境等の内容であり、妊娠初期に男性の上司からの被害が多かった。マタハラ被害前後の心身の自覚症状は、身体的症状では腹部の締めつけ感（ $p=0.002$ ）、食欲減退感（ $p=0.005$ ）、動悸（ $p=0.005$ ）、易疲労感（ $p=0.001$ ）、全身倦怠感（ $p=0.012$ ）、心理的症状では抑うつ気分（ $p=0.002$ ）、自己過少評価（ $p=0.000$ ）、不満足感（ $p=0.000$ ）、イライラ感（ $p=0.000$ ）、無気力（ $p=0.002$ ）であり、被害後に症状が増強し有意差を認めた。

【結論】 妊婦の心身の自覚症状は、重篤な合併症につながる恐れがあり、助産師はマタハラ被害の状況や妊婦の心身の自覚症状の変化を捉え、妊婦自身が心身の健康をコントロールできるよう支援することが求められる。

キーワード：マタニティハラスメント、妊婦、就労女性、被害、自覚症状

I. 緒 言

日本では、就労女性の労働力総人口に占める割合が増加傾向にある¹⁾。この理由は、妊娠・出産・育児をしながら働くことを望む女性が88%と年々上昇してきている事が要因の一つと考えられる²⁾。一方、妊娠や出産を機に仕事を辞める女性が6割との報告もある³⁾。その退職理由は、自主的なものや家族との調整が整わず諦めて辞めたものの他、解雇や退職勧奨をされた等幅広い³⁾。解雇や退職勧奨については、男女雇用均等法や労働基準法により、妊娠・出産を理由とした解雇

の制限等で保障されているが、退職理由に挙がる背景にはマタニティハラスメント（以下、マタハラ）の存在が考えられる³⁾。

マタハラとは、働く女性が妊娠・出産・育児を理由として、解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントと定義されている⁴⁾。マタハラに関する社会への周知や情報提供は、厚生労働省が作成した明るい職場応援団⁵⁾のホームページや、日本労働組合総連合会が作成したマタハラ手帳⁶⁾等がありインターネット上で公表されている。

厚生労働省の調査では、マタハラに関係する相談件

1) 群馬パース大学

数の推移が、年々増加傾向にあるとされている²⁾。また、2015年に行われた妊娠中から産後5年以内の就労女性を対象としたマタハラに関する調査では、28.6%がマタハラ被害を受けている³⁾と報告されている。マタハラが発生する職場の原因は、社員側の妊娠・出産への理解不足、職場の不変的な業務過多・人員不足等があると言われている³⁾。そのため、マタハラ被害予防のために被害の状況を明らかにし、妊婦自身や社会ができる対応を明らかにする必要があると考える。

池田ら⁶⁾は、妊娠中にマタハラ被害を受けることで胎児への否定的感情や抑うつ症状が出現すると報告している。また、マタハラ手帳⁴⁾ではマタハラ被害を受けることで心身に影響が起こるとされている。しかし、マタハラ被害前後における具体的な心身の自覚症状の変化は明らかにされていない。よって、マタハラ被害の状況と妊娠中のマタハラ被害による就労妊婦の心身に及ぼす影響を検討することにより、妊婦に多く接し支援や指導を行う助産師の支援の一助になると考える。

本研究の目的は、妊娠中のマタハラ被害の状況、マタハラ被害による妊婦の心身の自覚症状の変化を明らかにすることである。

1. 用語の操作的定義

1) 心身の自覚症状の変化

妊婦自身が、マタハラ被害の前後に自覚した心身の症状の変化を示す。

2) マタハラ被害者

妊娠中の就労女性の中で、自身がマタハラを受けたと自覚している者を示す。

3) マタハラ加害者

マタハラ被害者が、マタハラ被害を受けたと考えている相手を示す。

II. 研究方法

1. 研究デザイン

本研究は、横断的記述的観察研究である。

2. 研究対象と調査期間

研究対象者は、今回の妊娠の初診時に就労をしていた女性で産後1か月検診に来院した者とした。除外条件としては、妊娠経過に影響を及ぼす現病歴があった者、妊娠中に母体と胎児のどちらかに異常の診断を受

け、産後に母子分離となるような重篤な異常があった者とした。

研究協力施設は、A県内で研究協力が得られた正常分娩を年間1,000~1,500件程度取り扱う産科医療施設2カ所で行なった。この2施設では、就労と妊娠の両立に関わる通勤緩和処置や出産手当金について等の説明は行っているものの、マタハラについての保健指導は行っていない。

調査期間は、平成29年8月8日~平成30年3月31日である。

3. 調査方法

無記名自記式質問紙で調査を実施した。

マタハラ被害の出来事を鮮明に捉えるため、今回の妊娠中のマタハラ被害を想起する方法を取った。なお、本調査を妊娠中に行うことで、実際にマタハラ被害を受けている妊婦に心理的な苦痛が生じる可能性を考慮し、妊娠期の内容を産後1か月検診で想起する調査方法とした。

質問紙の配布方法は、あらかじめ研究協力施設の担当者から正常な妊娠経過であったことの情報を確認し、対象者に外来の待ち時間等に1人ずつ妊娠中の就労の有無について尋ね、承諾が得られた女性にのみ配布した。配布は、研究者もしくは研究協力施設の担当者が行った。質問紙の回収方法は、施設に設置した回収箱もしくは郵送での回収とした。

4. 調査内容

1) 対象の基本的属性

今回の妊娠の初回診察時点での年齢、婚姻状況、雇用状況、職場の従業員数を尋ねた。

2) 最も印象に残ったマタハラ被害の内容と状況

マタハラ被害による自覚症状をとらえる為に、エピソードの一つとして最も印象に残ったマタハラ被害の状況を尋ねた。マタハラ被害の内容は、山中ら⁷⁾の就労女性のマタハラに関する新聞記事調査を参考に、居心地の悪い職場環境（陰口、職場の人の態度や行動）、過剰な労働による流産の恐れ等7項目を選択肢として提示した。また、その最も印象深いマタハラ被害について、受けた時期・加害者との関係・加害者の性別を提示し状況に関する回答を得た。

3) マタハラ被害前後での心身の自覚症状

マタハラ被害で生じた心身の自覚症状の変化を

とらえるため、妊娠中に職場で受けたマタハラの中で最も印象に残っている体験について、マタハラ被害を受ける前とその被害後に変化を感じた時点の心身の自覚症状を尋ねた。身体的症状は、新川⁸⁾の妊娠中に頻発しやすいマイナートラブル症状と、長川⁹⁾の妊産褥婦の精神身体症状を参考に10項目、心理的症状は、長川⁹⁾の妊産褥期の精神身体症状及び、佐野¹⁰⁾らのセクシャルハラスメントを受けて出現する症状を参考に5項目を選定し合計15項目とした。心身の自覚症状の評価は、VASスケールを用い左端を0とし「全く症状がない」、右端を10とし「これ以上無いくらい強い症状」から回答を求めた。

5. 分析方法

統計学的分析は、SPSS Statistics Ver.24を用いた。対象の基本的属性は、単純集計とマタハラ被害の有無との比較をみるためFisherの正確確立検定を行った。マタハラ被害の内容は、最も印象に残った被害の状況を明らかにするため被害内容と被害時期・加害者との関係・加害者の性別を単純集計した。マタハラ被害前後の心身の自覚症状は、被害を受ける事でどのような自覚症状の変化が起きているのかを明らかにするためWilcoxonの符号付順位検定を用いた。

6. 倫理的配慮

研究対象者に対し、研究目的、個人情報保護、研究協力は自由意志であること、辞退をしても不利益がないこと等を説明し、自由意志により調査に回答、提出した者を研究に対して同意が得られた者とみなした。また、質問用紙の配布時に、自身が受けたマタハラを

想起する事で心身の自覚症状に変化が生じる可能性があることを説明し、そのような場合には回答を中断、中止する等の対応をとることを依頼した。さらに、研究依頼文書には研究者の連絡先を記載し、アンケート終了後にマタハラ被害についての問い合わせがあった場合は、マタハラ手帳の紹介や厚生労働省の相談窓口についての情報提供を行い対応することとした。なお、本研究は群馬パース大学研究倫理審査委員会の承認を得た後に調査を実施した(承認番号17-9、2018.5.10)。

Ⅲ. 結 果

質問紙は264部配布し、回収数は174部(65.9%)、そのうち有効回答数は172部(98.9%)であった。

1. 対象の基本的属性とマタハラ被害の有無

対象の基本的属性とマタハラ被害の有無を、表1に示す。妊娠中の就労女性172名中、マタハラ被害を受けた者は30名(17.4%)、マタハラ被害を受けなかった者は142名(82.6%)であった。基本的属性とマタハラの有無間には、関連は見られなかった。

2. 最も印象に残ったマタハラ被害の内容とその状況

マタハラ被害の状況は、マタハラ被害を受けたと回答した30名を対象に分析した。その結果を表2に示す。

最も印象に残ったマタハラ被害の内容で、一番選択した者が多かったのは「居心地の悪い職場環境」12名(40.0%)であり、被害時期は妊娠期を通して発生していた。次に多かったのは、「過剰な労働による流産の恐れ」9名(30.0%)であり、妊娠初期から中期にかけて被害を受けていた。「女性の尊厳が傷つけられる

表1 基本的属性とマタハラ被害の有無の比較

(N=172)

基本的属性		全体 172	マタハラ被害有 30 (17.4%)	マタハラ被害無 142 (82.6%)	p 値
年齢	20~34歳	133 (77.3%)	26 (86.7%)	107 (75.4%)	0.133
	35~44歳	39 (23.7%)	4 (13.3%)	35 (24.6%)	
婚姻状況	既婚	154 (89.5%)	26 (86.7%)	128 (90.1%)	0.386
	未婚	18 (10.5%)	4 (13.3%)	14 (9.9%)	
出産回数	初産	103 (59.9%)	17 (56.7%)	86 (60.6%)	0.145
	経産	69 (40.1%)	13 (43.3%)	56 (39.4%)	
雇用形態	正規雇用者	121 (70.3%)	24 (80.0%)	97 (68.3%)	0.145
	非正規雇用者	51 (29.7%)	6 (20.0%)	45 (31.7%)	
従業員数	300人未満	86 (50.0%)	11 (36.7%)	75 (52.8%)	0.079
	300人以上	86 (50.0%)	19 (63.3%)	67 (47.2%)	

Fisherの正確確立検定

表2 最も印象に残ったマタハラ被害の内容とその状況

(n=30)

マタハラの被害内容	被害者 30 (100.0%)	マタハラ被害時期			加害者との関係			加害者の性別	
		妊娠初期 16 (53.3%)	妊娠中期 8 (26.7%)	妊娠末期 6 (20.0%)	上司 23 (76.7%)	同僚 3 (10.0%)	その他 ^{※1} 4 (13.3%)	男性 19 (63.3%)	女性 11 (36.7%)
居心地の悪い職場環境	12 (40.0%)	5	3	4	10	2	0	7	5
過剰な労働による流産の恐れ	9 (30.0%)	6	3	0	7	0	2	6	3
女性の尊厳が傷つけられる心ない言葉	4 (13.3%)	4	0	0	3	1	0	2	2
女性役割・母親役割の押しつけ	3 (10.0%)	0	1	2	2	0	1	3	0
労働条件の変更を余儀なくされる	2 (6.7%)	1	1	0	1	0	1	1	1
退職の強要と不当な解雇	0	—	—	—	—	—	—	—	—
権利が保障されない	0	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 その他の内容：他部署、人事担当、職場全体

表3 最も印象に残ったマタハラ被害前後での自覚症状の変化

(n=30)

妊娠中の症状		マタハラ被害前	マタハラ被害後	p 値	
		mean±SD	mean±SD		
身体的 症状	消化器系症状	腹部の締め付け感	1.00±1.60	2.77±3.26	0.002**
		食欲減退感	1.77±2.37	2.70±3.31	0.005**
		排便困難感	1.30±2.35	1.40±2.57	0.317
	泌尿器・生殖器系症状	帯下の増加	1.27±2.00	1.53±2.33	0.157
		性欲減退感	0.93±2.00	1.10±2.50	0.317
	循環器・血管運動神経系症状	動悸	1.40±1.96	2.83±3.40	0.005**
	皮膚・口腔・感覚器系症状	皮膚の乾燥	2.40±3.00	2.67±3.48	0.440
	全身性・精神神経系症状	易疲労感	3.07±3.03	4.77±3.65	0.001**
		全身倦怠感	3.07±2.86	4.33±3.47	0.012*
眠気		3.77±3.10	4.30±3.38	0.071	
心理的 症状	精神神経系症状	抑うつ気分	1.33±1.92	3.10±3.60	0.002**
		自己過少評価	1.50±2.21	4.23±3.92	0.000**
		不満足感	2.33±2.66	5.40±4.09	0.000**
		イライラ感	2.87±2.65	6.90±2.86	0.000**
		無気力	2.03±2.54	4.13±3.85	0.002**

Wilcoxon の符号付順位検定

*p<0.05

**p<0.01

心ない言葉」4名(13.3%)は、妊娠初期に被害を受けていた。「女性役割・母親役割の押しつけ」3名(10.0%)は、妊娠中期から末期にかけて被害を受けていた。マタハラ被害が生じた内容の多くが、マタハラ加害者を男性の上司であると回答した。一方、マタハラ被害の内容の中で法律に反する内容の「労働条件の変更を余儀なくされる」は、2名(6.7%)が被害を受け、被害時期はそれぞれ妊娠初期と妊娠中期であった。また、「退職の強要と不当な解雇」「権利が保障されない」は、マタハラ被害を訴える者はいなかった。

3. 最も印象に残ったマタハラ被害前後での心身の自覚症状の変化

最も印象に残ったマタハラ被害前後での心身の自覚症状の変化を、表3に示す。マタハラ被害前の全症状の平均値は2.00(最小値0、最大値10)、マタハラ被害後の全症状の平均値は3.48(最小値0、最大値10)であった。

身体的症状では、消化器系症状の「腹部の締め付け感」(p=0.002)、「食欲減退感」(p=0.005)、循環器・血管運動神経系症状の「動悸」(p=0.005)、全身性・

精神神経系症状の「易疲労感」(p=0.001)、「全身倦怠感」(p=0.012)の5項目がマタハラ被害後に自覚症状が強く認められた。

心理的症状では、「抑うつ気分」(p=0.002)「自己過少評価」(p=0.000)、「不満足感」(p=0.000)、「イライラ感」(p=0.000)、「無気力」(p=0.002)の全5項目においてマタハラ被害後に自覚症状が強く認められた。

IV. 考 察

1. マタハラ被害者の基本的属性

本研究の対象者は、就労女性172名中、マタハラ被害者は30名(17.4%)であり、池田ら⁶⁾の妊娠中のマタハラ被害者29.4%と比較し、やや少ない結果であった。本研究では、想起法により、産後に妊娠中のマタハラ被害の調査を行っており、妊娠中のマタハラ被害の記憶が曖昧になった可能性が考えられる。また、基本的属性とマタハラ被害の有無との関連は、初経産婦別や雇用形態別等とマタハラ被害の有無との関連が指摘されている^{3,6,11)}が、先行研究では様々な結果が報告されており、妊娠中にマタハラ被害を受けやすい対象の要因を特定することは難しいと考えられる。本研究においても、基本的属性とマタハラ被害の有無について関連はみられなかった。

2. 最も印象に残ったマタハラ被害の内容とその状況

最も印象に残ったマタハラ被害の内容とその状況については、表2に示した通り被害を受けたと回答のあった「居心地の悪い職場環境(陰口、職場の人の態度や行動)」「過剰な労働による流産の恐れ」「女性の尊厳が傷つけられる心無い言葉」「女性役割・母親役割の押し付け」は、概ね加害者が男性の上司であった。この上記4項目は、マタハラが発生する職場の原因とされている社員側の妊娠・出産への理解不足、職場の普遍的な業務過多・人員不足等³⁾が背景にあると考えられる。また、加害者は男性の上司が多いという結果は、日本の管理職の男女比が男性9割¹²⁾であり男性が職場の上司になることが多い事が関係していると考えられる。一方で、「労働条件の変更を余儀なくされる」というマタハラ被害は、男女雇用機会均等法で制限されており加害者側の法律違反である。そのため、社会全体が正しい知識を持ち、妊娠中の就労女性に理解を持つことが求められる。

また、本研究の結果においてマタハラ被害時期は、妊娠初期にマタハラ被害を多く受けていた。妊娠初期は、妊娠を上司に報告しつわり等の妊娠に伴うマイナートラブルの変化に向き合いながら妊娠と就労を両立していく時期である。しかし、妊娠初期の身体的変化に伴い仕事に支障が生じた場合に、元々職場の業務過多や人員不足がある中で柔軟な対応ができない状況が予測される。一方で、中期以降に産前産後休暇や育児休暇などの申請準備を進める事から、妊娠末期になるにつれてマタハラ被害を多く受けているとの報告もある⁶⁾。そのため、妊婦は妊娠期全体を通して被害を受ける可能性があると理解し、制度の知識を持つなどの被害予防に向けた対応が必要であると言える。

3. マタハラ被害による心身の自覚症状の変化が妊婦に及ぼす影響

本研究では、マタハラ被害を受けることで、身体的症状や心理的症状の自覚症状が増強していることが明らかになった。

身体的症状の「腹部の締め付け感」は、筋緊張や子宮収縮から感じる腹部の症状であり、妊娠中に腹部の締め付け感を感じる事は、状況が持続すると切迫流産のリスクにつながる¹³⁾。また、「動悸」についても、体温の変化や気温を含む環境因子、精神的ストレス等が原因となり交感神経活性が亢進する状況下で増加し、交感神経の亢進により安静が保たれず切迫流産につながる要因になると考える¹⁴⁾。働く女性の妊娠に関する調査¹⁵⁾では、心身に負担がかかる仕事をしていた人は、順調な妊娠経過であった人にくらべて流産や早産が高い傾向であると報告されている。そのため、身体的症状の中で切迫流産につながる恐れのある「腹部の締め付け感」や「動悸」の自覚症状をマタハラ被害後に感じる場合は特に注意が必要であると考えられる。

また、「易疲労感」と「全身倦怠感」は、元々妊娠に伴うマイナートラブル症状の中でも上位3位を示す発生頻度である⁸⁾。これらの症状は、腹部増大などの妊娠に伴う身体的変化によって生じる事が予測されるが、業務過多等のマタハラ被害により自覚症状が増強したと考える。マタハラ被害により「易疲労感」や「全身倦怠感」の自覚症状が増強すると、妊娠中の活動量の低下が予測され、分娩時や産後の体力不足につながる恐れがある。

さらに、「食欲減退感」の自覚症状の増強により食事摂取が困難な場合、母体の体重増加不良に至ると予

測する。食欲減退感により食事摂取が十分に行えず、母体の体重増加不良であった場合、small for gestational age (以下、SGA) 児のリスク因子になる¹⁶⁾。SGA 児の新生児合併として、胎児機能不全または新生児仮死や低血糖等があり、その後の予後に影響を及ぼす¹⁷⁾と報告がある。そのため、「食欲減退感」の自覚症状の増強では、子の発達への影響や、母子分離になる事での産後の育児不安を招く可能性が考えられる。

心理的症状については、妊娠によるホルモンバランスの変化により、マイナートラブル症状が根底にあると予測されるが、「抑うつ気分」「自己過小評価」「不満足感」「イライラ感」「無気力」の5項目でマタハラ被害を受けることにより自覚症状がより強くなっていった。周産期はメンタルヘルスのハイリスク期であることから、マタハラ被害を受けると精神的な不安等からこれらの自覚症状が強くなったと考える。

妊娠中の心理的なストレスは、母体の膣内の pH が上昇しやすく、切迫早産の原因の1つである絨毛膜羊膜炎のリスクファクターになる¹³⁾と言われており、心理面だけでなく身体面にまで影響を及ぼす恐れがある。特に「抑うつ」については、就労妊婦のマタハラ被害と抑うつ症状が関連しており、マタハラ被害を受けた者はマタハラ被害を受けていない者に比べ、抑うつ傾向を示す可能性があると報告されており⁶⁾、身体的症状とともに心理的症状の変化にも注意が必要であるといえる。

以上のことから、就労妊婦がマタハラ被害を受けずに妊娠生活を過ごすためには、マタハラ被害を受けることで妊婦自身の身体的・心理的症状が変化する可能性があることを理解することが重要である。また、マタハラ被害と考えられる出来事が生じ、妊婦がマイナートラブル症状等の増強を自覚した場合には、その状況から離れ休息をとる等の行動に移すことや、夫や身近な相談できる相手に話をするなどし、普段から妊婦自身が心身の自覚症状を察知できる力が重要と考える。

4. マタハラ被害予防に向けた助産支援

1) マタハラ被害予防のための妊婦自身の対策を支援

本研究により、居心地の悪い職場環境等のマタハラ被害を妊娠初期から受けている事が明らかになった。また、マタハラ被害を受ける事で心身の自覚症状が増強した場合、妊娠中の母児に切迫流

早産や抑うつ症状等への影響が示唆された。そのため、助産師は、妊娠中の就労女性に妊婦健康診査や母親学級で接する際には、マタハラ被害を受けることで生じる妊婦の心身の自覚症状について理解できるよう情報提供し、さらに、妊婦個々の就労環境やマタハラ被害に関する状況、妊婦の心身の症状の変化を捉えることが必要といえる。そして、マタハラ被害による妊婦のマイナートラブル症状が悪化する事を予防するために、妊婦自身が心身の健康をセルフコントロールできるよう支援が求められている。

2) マタハラ被害の予防のための社会に対する啓発

本研究では、社会がマタハラについてどの程度理解しているかは明らかになっていない。しかし、表2に示したマタハラの被害内容から、マタハラ被害の予防には妊婦を取り巻く環境にいる労働者全体が、妊娠中の就労女性がマタハラ被害を受ける事で生じる心身の症状を理解する必要があると考える。そのため、社会全体に対し厚生労働省が作成した明るい職場応援団のホームページやマタハラ手帳を周知し、マタハラ被害に関する社内研修等の導入が必要である。これらを実現するために助産師は、妊婦健康診断に同席した家族等に対し妊娠中にマタハラ被害を受けることで生じる問題を理解してもらえるように働きかける事が大切である。さらに、社会全体に対し正しい知識提供を行えるよう支援を広げていく必要がある。

V. 本研究の限界と課題

本研究は、妊娠中に女性が受けたマタハラ被害の中で最も印象に残った体験を想起しているが、産後に妊娠期を想起しているため記憶の曖昧さが生じた可能性がある。本研究では、最も印象に残った体験の1つを調査したが、マタハラ被害は複数の内容が重なり合い心身の自覚症状の変化が生じた可能性があり本研究の限界と考える。今後はマタハラ被害の詳細な状況や被害者の思い等について質的調査を行う事が課題である。

VI. 結 語

1. 妊娠中の就労女性の17.4%がマタハラ被害を受けていた。妊娠中のマタハラ被害の状況は、「居心地

の悪い職場環境」や「過剰な労働による流産の恐れ」等であり、妊娠初期に男性の上司からの被害が多かった。

2. 妊娠中にマタハラ被害を受ける事で、身体的症状の腹部症状・食欲減退感・動悸・易疲労感・全身倦怠感の5項目、心理的症状の抑うつ気分・自己過小評価・不満足感・イライラ感・無気力の5項目、計10項目に被害後の症状の増強が認められた。

マタハラ被害により出現した心身の自覚症状は、切迫流早産や抑うつ等への影響が懸念され、助産師はマタハラ被害の状況や妊婦の心身の自覚症状の変化を捉え、妊婦自身が心身の健康をセルフコントロールできるように支援することが求められる。

謝辞：本研究にご協力いただきました産科医療施設と対象者の皆様に厚くお礼申し上げます。

本研究は、2017年群馬パース大学大学院修士論文の一部を加筆・修正したものである。

本研究の一部は、第59回日本母性衛生学会学術集会において発表した。

本論文内容に関連する利益相反事項はない。

Ⅶ. 引用文献

- 1) 厚生労働省. 平成30年版働く女性の实情. <https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/dl/18-01.pdf>, (参照2020-11-15).
- 2) 厚生労働省東京労働局. 平成25年度「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」施行状況. <https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/dl/26sekoujyoukyou2.pdf>, (参照2020-11-15).
- 3) 日労働組合連合, 第3回マタニティハラスメント(マタハラ)に関する意識調査2015. <https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20150827.pdf>, (参照2020-11-15).
- 4) 日本労働組合総連合会男女平等局 & 非正規雇用センター, 働くみんなのマタハラ手帳. https://www.jtuc-rengo.or.jp/column/data/matahara_techou201310.pdf?42, (参照2020-11-15).
- 5) 厚生労働省. あかるい職場応援団. <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>, (参照2021-1-28).
- 6) 池田智子, 田村千尋. 就労妊婦におけるマタニティハラスメントと抑うつおよび胎児感情との関連. 日本母性衛生学会誌. 2020, vol.61, no.1, p.19-27.
- 7) 山中恵美, 富岡美佳. 就労女性のマタニティハラスメントに関する新聞記事調査. 日本母性衛生学会. 2016, vol.57, no.2, p.349-356.
- 8) 新川治子, 島田三恵子. 現代の妊婦のマイナートラブルの種類発症率及び発症頻度に関する実態調査. 日本助産学会. 2009, vol.23, no.1, p.48-58.
- 9) 長川トミエ. 妊産褥婦の精神身体症状の変化とその関連要因. 川崎医療福祉学会誌. 1998, vol.8, no.2, p.329-336.
- 10) 佐野幸子, 宗方比佐子. 職場のセクシュアル・ハラスメントに関する調査. 経営行動科学. 1998, vol.13, no.2, p.99-111.
- 11) 藤井ひかる, 乾つぶら, 五十嵐稔子. 勤労妊婦に対するマタニティハラスメントの実態と心理的・身体的な健康への影響. 奈良看護紀要. 2019, vol.15, p.14-23.
- 12) 厚生労働省. 「平成30年度雇用均等基本調査」の結果概要. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-30r/07.pdf>, (参照2020-11-15).
- 13) 金山尚裕. 早産原因に関連する病態とその管理. 産科と産婦人科. 2003, vol.70, no.12, p.1807-1816.
- 14) 井上卓. 心拍数と心血管危険因子. Cardiac practice. 2014, vol.25, no.1, p.31-36.
- 15) 日本労働組合連合会. 働く女性の妊娠に関する調査. <https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20150223.pdf?75>, (参照2021-1-31)
- 16) 工藤多佳子, 加賀元宗, 渡辺浩司, 他. 当院で出生したSGA児の産科因子に関連する検討. 日本周産期・新生児医学会雑誌. 2017, vol.53, no.1, p.30-35.
- 17) 新飯田裕一, 若松章夫, 藤川知子, 他. 超低出生体重児の長期予後 -Small-for-gestational Age (SGA) 児について. 臨床小児医学. 2011, vol.59, no.1-6, p.20-24.

Abstract

The value of the present study is that it provides an in-depth analysis of specific physical and psychological symptoms which are adversely affected in pregnant women by workplace harassment. An anonymous self-completed questionnaire survey was conducted involving females who had continued to work during pregnancy and visited hospitals to undergo a one-month postnatal examination, and data acquired from 172 respondents were statistically analyzed. Although there was no relationship between the backgrounds of working females and harassment, 30 females (17.4%) who complained of maternity harassment by male superiors had felt uncomfortable in their work environments during early pregnancy. After the females were harassed, subjective symptoms significantly worsened: “a sense of uterine constriction” ($p=0.002$), “decreased appetite” ($p=0.005$), “palpitations” ($p=0.005$), “fatigability” ($p=0.001$), and “general malaise” ($p=0.012$), (physical symptoms); “depression” ($p=0.002$), “self-underestimation” ($p=0.000$), “a sense of dissatisfaction” ($p=0.000$), “a sense of frustration” ($p=0.000$), and “apathy” ($p=0.002$) (psychological symptoms). Minor trouble and other undesirable subjective symptoms also worsened during pregnancy due to maternity harassment. Changes in the subjective symptoms of pregnant women can lead to serious complications. Therefore, midwives need to grasp the damage situation of maternity harassment of pregnant women and changes in subjective symptoms of mind and body. And, midwives are involved so that pregnant women can control their physical and mental health.

Key words: maternity harassment, pregnant woman, working females, damage, subjective symptoms